

はじめに

これからの時代は、第4次産業革命とされる人工知能（AI）が私たちの社会や生活を大きく変えていき、将来的には新たな職業が誕生するとされている。このような中で、児童生徒は、社会の変化を前向きに受け止めて柔軟に対応しつつ、豊かな創造性を備えて持続可能な社会の創り手として、未来の社会で自分らしく自立的に生き、さらには社会の形成者として参画することが求められ、そしてそのための資質と能力を確実に身に付けることが重要になってくる。このようなことから、教員は社会環境の急速な変化や学校を取り巻く環境変化に応じて、学校教育の課題や問題と向き合いながら、自ら学び続けることが重要になってくる。文部科学省の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」でも、教員養成の段階から初任者・ミドルリーダー、管理職の段階において、そして組織の一員として現職研修を推進することが示されている。

この背景には、現代社会における教職の重要性の高まりがある。教職課程の学生は、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等についての知識を身に付けて教職への意欲を高め、さらには適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解することが重視されている。また、現職教員は「主体的・対話的で深い学び」のための授業方法の改善や、教科を超えたカリキュラムマネジメントへの対応が重視されている。同時に、英語、道徳、ICT、特別支援教育など新たな課題への対応や、「チーム学校」の実現も重要とされている。

そこで本書では、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）において4つの柱とされる「教職の意義」「教員の役

割」「教員の職務内容」「チーム学校への対応」の観点から基礎的基本的な事柄を取り上げた。教職課程の学生には教員の役割や職務内容を踏まえた教職の意義を理解して自己の進路選択に資することを、現職教員には教員としての在り方を見直すための知見を得ること、加えて充実した教員生活を送るために「メンタルヘルス」に関する知識を獲得することも目指している。

教職を目指す学生、教師力を高めようとする現役の先生方の自学に、本書を役立てていただけると本望である。末筆になったが、本書の作成にあたり、筆者らの願いを短期間の中での確なご助言で支えてくださった大学教育出版の中島美代子さんにお礼を申し上げる。

平成30年4月

原田 恵理子

基礎基本シリーズ④
教員の在り方と資質向上

目次

はじめに	1
第1章 教職の意義	9
1 公教育の目的と教員	9
(1) 日本の教育に関する法体系	9
(2) 公教育	10
(3) 公教育の目的	12
(4) 求められる教員	13
2 教職の職業的特徴	15
(1) 教員の専門性とは	15
(2) 教職の意義	17
(3) 良き大人としての教員	22
コラム：教師の魅力	24
第2章 教員の役割	25
1 教職観の変遷と教員養成	25
(1) 近代以前の教師像	25
(2) 近代教授法の確立と教師像	26
(3) 第二次世界大戦直後から	28
2 教員に求められる役割と資質能力	30
(1) 人間性あふれる教師	30
(2) 深い教育愛と使命感に満ちた教師	31
(3) 「自ら学び、自ら考える」教師	33
(4) 学習指導の専門職としての教師	34
(5) 学級経営者としての教師	35
(6) 学校・家庭・地域社会の連携推進者 (コーディネーター)としての教師	36
(7) 社会に開かれた教育課程の実現を目指す教師	36
3 教育職員免許法による教員免許制度	40
コラム：これからの時代に、教師が求められること	47

第3章 教員の職務内容	48
1 教員の職務の全体像	48
(1) 学習指導と生徒指導	48
(2) 教員の仕事	49
(3) 教員の職務	53
(4) 校務分掌	55
2 教員研修の意義と制度上の位置づけ	56
(1) 教員研修の意義	56
(2) 制度上の位置づけ	57
(3) 研修の種類	60
(4) 法定の悉皆研修	61
3 学び続ける教員像	62
(1) 学び続ける教員と研修	62
(2) 学び続ける教員と育成指標	64
(3) 濃淡のあるジェネラリスト	68
4 服務上・身分上の義務と身分保障	69
(1) 身分保障	70
(2) 服務上の義務	70
(3) 身分上の義務	71
コラム：教員1年目の過ごし方	76
第4章 チーム学校への対応	77
1 チームとしての学校が求められる背景	77
(1) 複雑化・多様化した児童生徒の課題	77
(2) 教育現場にいる教員の現状	78
(3) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程	79
2 「チームとしての学校の在り方」について	81
(1) 「チームとしての学校」とは	81
(2) チームとしての学校と家庭・地域・関係機関との関係	84
(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」	84
コラム：台湾の教育事情	86

第5章 学校と地域の連携	87
1 地域との連携・協働による学校教育活動の意義	87
(1) 地域防災の拠点としての学校	87
(2) 開かれた学校	88
2 地域との連携を基にする教師の役割	92
(1) 事例1：地域ふれあい音楽祭	92
(2) 事例2：ふれあい子育てセミナー	94
(3) 事例3：ふれあい寺子屋塾	95
コラム：PTA活動への一考	98
第6章 教員のメンタルヘルス	101
1 教員のメンタルヘルスの現状	101
2 教員のメンタルヘルスの不調の背景	103
(1) 教員の業務量の増加と業務の質の困難化	103
(2) 教員の業務の特徴	104
(3) 職場における人間関係	105
(4) 教員の健康管理	105
3 教員のメンタルヘルスに対する予防	106
おわりに	111
資料	113

基礎基本シリーズ④
教員の在り方と資質向上

第1章

教職の意義

.....

1 公教育の目的と教員

(1) 日本の教育に関する法体系

言うまでもないことではあるが、すべて教員は、日本国憲法とその憲法を遵守する法律に則って教育活動をつかさどることになる。これは、英米法系の「法の支配」を大原則とする我が国にあっては当然のことである。

まず日本国憲法第26条第1項では、以下のごとく述べられている。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

このように、国民の教育を受ける権利を定めただうえで、さらに、第2項では以下のごとく義務としての側面も定めている。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

このように保護者が、その保護する子女に教育を受けさせる義務をも定めているのである。つまりは本人の権利と保護者への義務という二重の観点から、子どもたちに対する教育を非常に手厚く保護するという構

造になっている。

さて、この憲法上の権利の行使と義務の履行は、「法の支配」の原則から言えば、その実現を為政者に対して求めたものでもある。そこでその実現のために、教育基本法をはじめとする各種教育関係の法律が国会によって制定されているわけである。さらに、それをより具体化する意味で、政令・省令、各地方公共団体の条例を含む下位の法体系が整備されるという構造を取っているということになる。つまり、法体系としては以下のような上下関係があり、上位法は下位法に優先する。

憲法 > 法律（国会が制定） > 政令 > 省令 > 条例（自治体が制定）

たとえば、学校教育法は国会が制定する法律、学校教育法施行令は内閣が制定する命令である政令、学校教育法施行規則は文部科学大臣が制定する命令である省令となる。これらを併せて法令と呼ぶこともある。

また、公立学校に勤める教員は、地方公務員であるため地方公務員法の適用を受けるが、教育公務員でもあるので教育公務員特例法の適用も受ける。この場合、地方公務員法は一般法、教育公務員特例法は特別法と呼ばれ、特別法は一般法に優先される。特別法と一般法の関係は相対的なものである。

（2）公教育

教育には公教育の他に家庭教育、私教育が存在する。私教育とは私塾や各種カルチャースクール、資格取得のための予備校などである。また、家庭教育については、以下のような教育基本法第10条第1項の規定がある。

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

この第10条は、平成18(2006)年の教育基本法の改正に伴って、新設されたものである。これによって、子どもの教育にあたっては、第一義的に保護者が責任を有することが明示された。また、同時に以下に示す第2項において、国や地方公共団体が家庭教育支援のための施策を講ずるよう努めることも義務として規定された。

国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

さて、上記に比して公教育とは何か。公教育は一言で言えば、公の性質を有する教育である。教育基本法第6条第1項には以下のようにある。

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

ここにいう「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条に規定されている学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）であり、その設置主体は国、地方公共団体、並びに私立学校法第3条に規定される学校法人ということになる。

つまり、これらの法律に規定された学校こそが、我が国においては公の性質を有する公教育の実施主体であり、その学校の中で実際の教育活動を担う教員には、それゆえにこそ政治的中立性や一定の教育水準の保持などが必然的に要求されることになる。そして、それを担保するものとして、法制度上、教員に対しては、手厚い身分、並びに生活保障や研修制度が存在するという構成になっている。

(3) 公教育の目的

その前文で「日本国憲法の本質に則り、我が国の未来を切り拓く教育の本質を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」とされた教育基本法（平成18年法律第120号）は、その第1条で教育の目的を以下のように定めた。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

この教育基本法第1条の内容こそが、我が国における教育の目的であり、その目的は以下の3つであることが明示されている。

- ① 人格の完成を目指す。
- ② 平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備える。
- ③ 心身ともに健康である。

あらゆる教育活動は常にこの3つに鑑みて行われなければならない。

この第1条は、改正前（昭和22年法律第25号）に比べて、文言自体は若干短くなっているが、その分、第2条で教育の目標が詳細に述べられることとなった。

その第2条では、第1条の目的実現のために、学問の自由を尊重しつつ1号から5号までに挙げる5つの具体的目標を達成するために、あらゆる教育活動は行われるとしたのである。その具体的な5つの目標とは以下に示すとおりである。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これらの達成のために、各学校では学校教育目標を設定し、教育課程を編成することになる。ちなみに各学校において編成する教育課程とは、高等学校学習指導要領解説総則編（文部科学省、平成21(2009)年7月）によれば、以下のようである。

教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標を実現するよう教育の内容を課程や学科の特色等に応じ、授業時数や単位数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画

なお、中学校編と小学校編では、それぞれの校種に合わせて文言が多少異なってくる。

(4) 求められる教員

上述のような教育の目的と目標を達成するためには、どのような教員が必要とされるのかという点が、次に重要となる。この点について、たとえば千葉県・千葉市は、その求める教員像として以下のような5項目を掲げており、教員採用選考の要項にも明示している。

- ①人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- ②児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受けとめ、支援できる教員
- ③幅広い教養と学習指導の専門性を身につけた教員
- ④高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員